

有料プラン

※1~4

「マチナカ見守りプラン」9/1開始

- ✓地図上で居場所確認
- ✓発着通知受取り

お子さまは見守り端末を持ち歩くだけ！
小学校を卒業しても継続して利用可能！

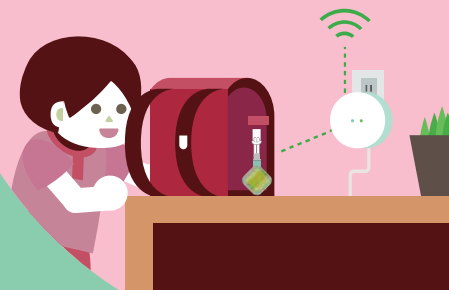
※実証実験でご利用頂いたサービスを利用できます

見守り端末補償付き！
見守り端末を紛失・破損しても大丈夫！
何度でも無償交換できます！

「おかえりプラン」

- ✓自宅も見守りポイントに。
- ✓大事な人の帰宅と外出を通知できます。

※H30年11月リリース予定
(別途ご案内します)



「マチナカ見守りプラン」ご利用料金 ※5~14

月額利用料 (9月からお支払い)	480円
初期費用	2,000円
支払方法	クレジットカード払い

8/31までの
申込みで無料！

※実証実験に参加された方で
見守り端末をお持ちの方

お申し込みと見守り端末受渡し日

有料サービスのご利用には、**新たにお申し込みが必要です。**
折り込みの「申し込み方法」に従ってお申し込みください。

- ・8月19日までにお申し込みの方：8月27日頃お渡し
- ・8月31日までにお申し込みの方：9月10日頃お渡し

※8月20日以降にお申し込みの方は、9月1日~新端末お渡し日までサービスがご利用できなくなります。

利用申し込みフォーム

<https://payment.qottaby.jp/>



※スマートフォン、または、PCより
アクセスください。

見守り端末補償について

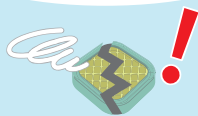
※15~17

「マチナカ見守りプラン」には、**見守り端末が破損、紛失等をした場合に、見守り端末を無料でお届けする「見守り端末補償」がっております。**さまざまな偶然な事故により、見守り端末が利用できなくなった時は、「Qottaby」見守りサービスサポートセンターにご連絡ください。

見守り端末を無料交換する主な場合

1

破損



見守り端末が破損し、サービスを利用できなくなった時

2

紛失・盗難



見守り端末を失くしてしまった時や盗難された時

3

落下・水ぬれ等



見守り端末が落下や水ぬれ、衝撃等で機能しなくなった時

<ご連絡先>

見守り端末補償の対象となると思われる事象が発生しましたら以下までご連絡ください。補償の対象・対象外の判断をした後、必要な書類等をご案内します。

Qottaby 見守りサービスサポートセンター

0570-002-910 (受付時間：平日 9:00 ~ 18:00)

- ※1 契約者1人につき契約できるプラン数は、10プランまでとします。
- ※2 お子さま1人につき、1プランを契約するものとします。
- ※3 見守り端末の所有権は当社が有するものとし、プラン1契約につき、見守り端末1台をレンタルします。
- ※4 施設通知設定の施設上限数は30箇所とし、宛先メールアドレス上限数は3件とします。
- ※5 月額利用料は月単位となっており、日割り計算はございません。
- ※6 初期費用は、9月に請求いたします。
- ※7 月額利用料は、利用月に請求いたします。
- ※8 見守り端末のレンタル代、端末補償費用は月額利用料に含まれます。
- ※9 ご請求額は、税抜価格の合計に消費税相当額を加算し、1円未満を切り捨てます。
- ※10 お支払いは、カード会社の会員規約で定められた日に決済がなされます。
- ※11 お客さまのクーポン入力間違いによりお支払いになった初期費用については返金いたしません。
- ※12 本サービスの契約は、毎年3月までの契約となります。ただし、解約のお申し出がない場合は、自動更新されます。なお、契約期間途中での解約も可能です。
- ※13 本サービスを解約される場合は、契約管理サイトに記載のメールアドレス宛に必要な事項を送付ください。解約の受付が1日から20日の場合は、解約を受付けた月末での解約となり、21日から月末の場合は、翌月末での解約となります。なお、解約手数料はかかりません（途中解約含む）。
- ※14 お客さまがレンタルしている見守り端末は、当社が指定する方法により解約時に返却頂きます。なお、返却に費用が発生した場合は、お客さまにご負担頂きます。
- ※15 補償の適用に必要な証拠資料等の送付にかかる費用はお客さまに負担頂きます。
- ※16 故障、紛失によりサービスが利用できない期間についても月額利用料をお支払い頂きます。
- ※17 以下の場合などは補償の対象外となります。

(これ以外にも対象外となる場合がございます。対象・対象外の判断はサポートセンターにご連絡を頂いてから当社が判断いたします。)

[補償の適用外となる主な場合]

- ・契約者、見守り対象者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ・見守り対象者と同居の親族の故意によって生じた障害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ、落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- ・見守り端末の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、見守り端末が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

表記の金額は特に記載のある場合を除き全て税抜きです。別途、消費税がかかります。

○記載内容はH30年7月18日現在のものです。予告なく変更する場合がございます。